

山城3 DCGおよびXRコンテンツ制作業務委託仕様書

鯖江市
令和8年6月

1. 事業概要

- (1) 件名 山城3DCGおよびXRコンテンツ制作業務委託
- (2) 委託場所 鯖江市内（三峯城跡、三床山城跡ほか）
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

（ただし、サービス開始時期については令和9年2月1日とする。）

(4) 目的

本業務は、当市に所在する山城（三峯城跡、三床山城跡）についてデジタル技術を用いて3次元コンピュータグラフィックスおよびXRコンテンツを作成し、当該文化財についてわかりやすく示すことで、現地を訪問しなくても当該山城を楽しめ、利用者が現地を訪れたいコンテンツを製作することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 高精細コンピュータグラフィックス制作

- ・対象山城の地形・遺構の3次元コンピュータグラフィックス制作
- ・鯖江市より提供する航空レーザ測量成果（オリジナルデータ・グラウンドデータなど）を参考とすること。

(2) XRコンテンツ制作

- ・AR、VR、MR等から表現手法を選択し、制作を行うこと。
- ・利用者が自己のスマートフォン等を利用し、山城についての理解促進ができるようにするためのXRコンテンツを作成すること。作成に当たっては、鯖江市および受託者が選定・依頼した学識経験者と協議し、その意見に基づくこと。
- ・コンテンツの操作はわかりやすく簡単で、誰もが容易にできるものとする。

(3) 公開方法

①共通事項

- ・自社アプリケーション、他社アプリケーション、ブラウザ等から選択し、制作を行うこと。
- ・デジタルコンテンツは、2年度目以降の機能追加に対応できるよう、拡張性の高いものとする。
- ・公開後の保守や維持管理を考慮した設定とすること。
- ・運用サーバーやデータ用サーバーは、受託者の責任において管理すること。
- ・不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ・OS等の動作環境のアップデートが発生した場合は、動作に不具合が生じないように対応すること。
- ・情報漏洩対策を十分とること。

②アプリによる提案の場合

- ・対応OSはiOS及びAndroidとすること。
- ・動作するアプリは、App Store及びGoogle Playからの配信を行い、その際の手続き及び費用については委託料に含めること。

③ウェブコンテンツによる提案の場合

- ・コンテンツはパソコンおよびスマートフォンの以下のブラウザで閲覧することを想定しており、これらブラウザにおいて、レイアウトやデザインに崩れがないこと。なお、ブラウザのバージョンは提案時点での最新版で正常動作を保証すること。

- (Ⅰ) パソコン向け

- Google Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge

- (Ⅱ) スマートフォン・タブレット向け

- iPhone/iPadおよびAndroidの標準ブラウザ

- (4) 構築スケジュール

- ・契約締結後から構築を開始し、令和9年2月1日にサービスを実施できるようにすること。また、令和9年3月31日までの管理運営費を含めること。

3. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 3次元コンピュータグラフィックスデータ（FBXおよびGLB形式で納入すること）
- (2) デジタルコンテンツデータ
- (3) 操作手順書、運用手順書
コンテンツおよびシステムの操作・運用方法をまとめたマニュアル等ドキュメント
- (4) その他
市が指示する関係書類一式。

4. 運用・保守要件

- (1) 本サービスの運用時間

- 365日24時間稼働していること。

- 定期点検等でメンテナンスがある場合、委託者と協議し市民への影響を最小限に抑えること。

- (2) 保守

- ① 定期的なメンテナンスを行うこと。
 - ② 問合せ先を明確にし、即座に対応が可能なこと。

- (3) 障害対応

- ① 業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行うこと。
 - ② 障害時の運用手順については、障害時の連絡体制・対応フロー等を定めること。

5. 機密保持

受託者は、受注業務の実施の過程で委託者が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理すること。契約終了後も機密保持義務は、その効力を失わない。

6. 検査および受入

受入の承認は、委託者による検査に合格したときとする。

検査完了後、本仕様書との不一致が見られた場合は、監督員と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。なお、是正期間は検査から1年間とする。

7. 再委託

- (1) 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、本業務の全部または一部を第三者（受託者が委託者に予め書面にて報告した協力連携事業者を除く）に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方（協力連携事業者を含む。以下同じ。）が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本仕様書の「個人情報保護に関する事項」、「機密保持」、を含め、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的または必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、委託者が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について委託者に対し報告し、また委託者が自ら確認することに協力するものとする。
- (4) 受託者は、委託者が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項および理由等について記載した申請書を提出し、委託者の承認を得るものとする。

9. 権利義務の譲渡等の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

10. 成果物の取扱い

本業務の履行に伴い受託者が作成した成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、特段の定めがない限り、すべて委託者である鯖江市に帰属するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、委託者の契約および規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (3) 契約履行上の疑義については、委託者と受託者が協力して解決すること。